

(介護予防) 訪問リハビリテーション「ウィングラス」運営規程

社会福祉法人グリーンアルム福祉会

規程 第 7 7 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人グリーンアルム福祉会が、定款第 1 条の規定により経営する、「ウィングラス」(以下「事業所」という)が行う居宅サービスである訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号第 76 条並びに平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 35 号第 79 条の規定により、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正なりハビリを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じた自立した生活が営めるよう機能訓練について援助を惜しみなく行う。

2 事業所の従業者は、利用者の人格を尊重し常に利用者の側に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 事業所の従業者は、地域との結びつきは勿論、主治医、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他居宅サービス事業者、医療機関、保健施設及び福祉施設の関係機関と連携を図らなければならない。

(名称及び所在地)

第 3 条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ウィングラス
- (2) 所在地 長野県須坂市大字仁礼 7 番地 10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1 名 (介護老人保健施設と兼務)
管理者は事業所の業務全般を総括し、所属職員の指揮監督及び業務の管理を行う。
- (2) 副管理者 常勤 1 名
必要に応じて、副管理者を置くことができる。
副管理者は管理者を補佐し、管理者の業務の一部について委任を受けこれを処理する。

- ③ 運動療法
- ④ 物理療法
- ⑤ 家族への療養上の指導及び相談

(通常の事業の実施地域)

第7条 須坂市、小布施町、高山村及び長野市の若穂地区。

(利用料その他の費用の額)

第8条 サービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用料のうち、各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを利用者から受ける。

- 2 第7条に規定する、通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した費用について、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

ア 通常の事業の実施地域を越えて 1 km ごとに 1 1 0 円

- 3 介護保険の実費負担費用については、その実費を徴収する。
- 4 サービス提供中やむを得ず使用した日常生活上必要な物品にかかる費用は利用者負担とする。
- 5 介護及び医療保険適用者の都合でサービスを中止する場合は、利用当日の午前8時45分までにキャンセルの連絡がなく、事業所に損失を与えた場合は、相互で話し合いの上料金を徴収する。
- 6 第2項から第5項に係る費用の徴収に際しては、契約書面上に明らかにした上で、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についてその契約書をもとに説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービスの提供中に利用者の心身の状態に急変又はその他緊急事態が発生した場合には、必要に応じた応急手当を行い、速やかに主治医の指示を仰ぐ等の措置を講ずるとともに、消防救急隊、利用者の家族及び管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、関係官署、利用者の家族及び当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、損害賠償を行う。

(苦情処理)

第 1 1 条 提供したサービスに関する利用者からの意見、要望及び苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受けるための窓口を設置する。

2 提供したサービスに関して、介護保険法第 2 3 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め若しくは当該市町村の職員からの質問又は照会に適切に対応するなど、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第 1 7 6 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理)

第 1 2 条 サービスの提供に際しては、従業者の清潔保持及び健康状態について十分留意する。

2 サービスに要する設備及び備品等については、衛生的な管理に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 1 3 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ会議等のシステムを活用して行うことができるものとする。

事業所は、高齢者虐待防止のため従業者への研修、利用者及びその家族からの苦情の体制の整備その他事業所の従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 1 4 条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務推進体制の整備に努める。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 随時

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（身体拘束、苦情及び事故に関する記録は5年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人グリーンアルム福祉会の理事会において定める。

附 則

この規程は平成30年1月1日から施行する。

令和 2年12月 1日 一部改正

令和 5年12月 1日 一部改正

令和 7年 4月 1日 一部改正